

令和8年6月補正 予算事業説明書



福祉政策課



款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	1	社会福祉総務費	会計名	一般会計
事業名	21	家計負担激変緩和対策事業						所属名	福祉政策課	
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	生活保護、特別児童扶養手当、特別障害者手当、児童扶養手当の受給世帯						総合計画における位置づけ ⑩ともに支え合い元気に暮らすまちづくり 「4つの挑戦」から見た位置づけ ⑨ともに支え合う地域づくり 根拠法令・要綱等		
	意図 (対象をどうするか)	対象世帯が確実に受給することで、経済的な負担が軽減されている。						名称	鳥取県家計負担激変緩和対策事業費補助金交付要綱	
	成果の視点 (どのような効果があるか)	物価高騰が続く中、就労等による収入の増加が見込めない世帯やひとり親、障がいがあるなど家計支出が生活に及ぼす影響が大きい世帯の負担軽減を図ることが課題となっている。						URL	非公開	
								名称		
予算状況		補正前の額	補正額	計		補正前の予算比±30%以上の理由 県の補正予算により支給対象月が追加され、給付金総額が増加したことによる。				
		1,470 千円	850 千円	2,320 千円						

【提案理由】

物価高騰による家計への影響が大きい世帯に対し家計負担軽減のための経済的支援を行う。
本年度当初予算において半年分(4～9月)を予算計上していたが、鳥取県では令和8年6月議会において、関連予算の追加交付(10～12月分)が提案されることから、対応する予算を増額補正を行う。

【事業内容】

物価高騰による家計への影響が大きい世帯(生活保護、特別児童扶養手当、特別障害者手当、児童扶養手当受給者)に対して、鳥取県の制度と連動して給付金を支給する。

【状況】

給付金(4～9月分)
支給内容(給付金)
4月から9月分(当初予算措置) 7,000 円 × 200 世帯 = 1,400,000 円
給付に係る事務費
消耗品費 46,000 円
通信運搬費 24,000 円

【対応策】

10月から12月分として、新たに給付する経費に係る不足分を補正予算計上する
支給内容(給付金)
10月から12月分(今回補正分) 4,000 円 × 200 世帯 = 800,000 円(800千円増額補正)
給付に係る事務費
需用費(消耗品費) 46,000 円(予算現額) ⇒ 21,000 円(25千円減額:役務費へ組替補正)
役務費(通信運搬費) 24,000 円(予算現額) ⇒ 44,000 円(20千円増額補正)
(手数料) 0 円(予算現額) ⇒ 55,000 円(30千円増額補正)
(25千円消耗品費から組替補正)

支給要綱:南部町家計負担激変緩和支援事業実施要綱(令和8年5月末制定予定)

〈歳入〉

鳥取県家計負担激変緩和対策事業補助金
○給付金に係る補助金 800,000 円 × 1/2 = 400,000 円
○事務費に係る補助金 300 円 × 200 件 = 60,000 円
460,000 円 (460千円増額補正)

(歳入内訳 単位:千円)

(歳出内訳 単位:千円)

款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	節	補正前の額	補正額
15-2-2-1-9	家計負担激変緩和対策事業補助金	760	460	10 需用費	46	△ 25
				11 役務費	24	75
				18 負担金補助及び交付金	1,400	800
	一般財源	710	390			
	計	1,470	850	計	1,470	850

有効性

成果の視点からみたこれまでの成果内容、または成果が見込まれる点(前年度までの実績、補正前までの状況をもとに記載)

【※新規要求又は補正予算を行うことによる成果見込を記入すること】
物価高騰による家計負担の大きい世帯等の経済的な負担が減る。

款	3	民生費	項	1	社会福祉費	目	2	障がい者福祉費	会計名	一般会計	
事業名	1	障がい者福祉総務管理事業					所属名	福祉政策課			
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	①障がい児・者 ②障がい者当事者団体 ③障がい者相談員					総合計画における位置づけ ⑩ともに支え合い元気に暮らすまちづくり 「4つの挑戦」から見た位置づけ ⑨ともに支え合う地域づくり 根拠法令・要綱等				
	意図 (対象をどうするか)	①適正なサービスを受けている。 ②必要な経費を補助し、円滑な運営が行われている。 ③障がい者の日常生活、地域活動を支援している。					名称	障害者総合支援法			
	成果の視点 (どのような効果があるか)	①障がい児・者が適正にサービスを受けれるように期限を厳守した事務執行を行う。 ②障がい者福祉の体制づくりの強化を目指す。 ③身近に相談できる方を確保することにより相談をしやすい体制を確保する。	URL	https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC0000000123							
			名称	南部町身体障害者福祉協会補助金交付要綱							
URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00001039.html										
URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00001038.html										
						名称	南部町手をつなぐ育成会補助金交付要綱				
						URL	https://www.town.nanbu.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/r049RG00001038.html				
						補正前の予算比±30%以上の理由					
						報酬改定の内容が確定したことによる改修費の増。					
予算状況		補正前の額	補正額	計							
		2,031 千円	638 千円	2,669 千円							
<p>【提案理由】 令和8年度にシステムの保守業者と詳細な改定事項に基づく改修協議を行い、改修費用が確定した結果、当初予算額に不足が生じるため、不足分を増額補正するもの。 当初予算編成段階では、詳細な改定事項が示されておらず、改修費用の確定ができなかったため、令和6年度の改修費用と同程度を見込み、予算措置を行っていた。</p> <p>【事業内容】 報酬改定に対応するための福祉総合システムの改修業務。</p> <p>【状況】 今回の改定(令和8年6月施行)は、全国的な改定であり、具体的な改定内容については、下記のとおり。 ①就労継続支援B型事業所における基本報酬の引き上げ。 ・利用者の平均工賃月額の上昇に対応するため。 ②利益が出やすく、事業所が急増している福祉サービス(就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス)では、制度を安定して続けるため、新しくできる事業所の報酬を一時的に少し下げる。 ・②について、受入れニーズが特に高い重度障がい児者やサービスが不足している地域については、引き下げ前の報酬を適用する。 ③障害福祉従事者を対象とした処遇改善(賃上げ)及び処遇改善に対応した国庫負担基準の見直し。(市町村への国庫負担金の増。) ・③について、システム改修の必要性はなし。</p> <p>【対応策】 当初予算額の不足分(委託料)を補正する。 必要額:1,386,000円－当初予算額:748,000円＝638,000円(補正額) 638千円</p> <p><歳入> 障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査等システム事業) 補助率1/2 見込額:693,000円－当初予算額:374,000円＝319,000円(補正額) 319千円</p>											
(歳入内訳 単位:千円)					(歳出内訳 単位:千円)						
款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	節	補正前の額	補正額					
14-2-2-2	地域生活支援事業国庫補助金	374	319	7 報償費	75	0					
				10 需用費	50	0					
				11 役務費	200	0					
				12 委託料	748	638					
				13 使用料及び賃借料	634	0					
				18 負担金補助及び交付金	324	0					
	一般財源	1,657	319								
	計	2,031	638	計	2,031	638					
有効性	成果の視点からみたこれまでの成果内容、または成果が見込まれる点(前年度までの実績、補正前までの状況をもとに記載)	<p>【※新規要求又は補正予算を行うことによる成果見込を記入すること】 システム改修を実施することにより、報酬改定に対応した適切な事務処理を実施することができる。</p>									

款	3	民生費	項	3	生活保護費	目	1	生活保護総務費	会計名	一般会計
事業名	1	生活保護総務管理事業						所属名	福祉政策課	
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)	生活保護を受給している方						総合計画における位置づけ ⑩ともに支え合い元気に暮らすまちづくり 「4つの挑戦」から見た位置づけ ⑩快適な生活環境の整備 根拠法令・要綱等		
	意図 (対象をどうするか)	適切に生活保護制度を運用し、被保護者が保障された最低限度の生活を送っている。						名称	生活保護法	
	成果の視点 (どのような効果があるか)	適正な生活保護実施を目指し、開催される研修等に積極的に参加・活用し、社会保障の知識研鑽、職員の資質向上に務め、実施水準の確保に努める。						URL	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82048000&dataType=0&pageNo=1	
								名称	生活困窮者自立支援法	
						URL	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82048000&dataType=0&pageNo=1			
						名称				
						URL				
						補正前の予算比±30%以上の理由				
						非該当				
予算状況		補正前の額	補正額	計						
		6,358 千円	880 千円	7,238 千円						

【提案理由】

生活保護における進学・就職準備給付金の支給履歴データについてマイナンバーによる情報連携を行っているが、令和8年6月より情報提供を受けることができる利用特定個人情報に外国籍の方の保護に関する事務が規定され、外国籍の方の保護に関する事務に係る情報連携が追加されたためシステム改修が必要となった。

【事業内容】

生活保護における進学・就職準備給付金の支給履歴データについてマイナンバーによる情報連携を行う。

【状況】

当町の生活保護受給者においてこの度のシステム改修に該当する者はいないが、今回のシステム改修は全国一律の改修であり、現行の生活保護システムでは外国籍の方についての情報連携は対象外となっているため、外国籍の方も情報連携ができるよう生活保護システムの改修が必要。

なお、生活保護は生活保護法第1条により、日本国民を対象とした制度で外国人は対象ではないが、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により、生活に困窮する外国人は法による保護等に準ずる取扱いをすることとされている。対象となる外国人は適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する者。

【対応策】

必要額を補正する。

令和8年6月データ標準レイアウト改版に伴う生活保護システム改修:880,000円(880千円)

<歳入>

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

生活保護事務処理システム改修事業(特定個人情報データ標準レイアウト改版分)

880,000円×国負担率1/2=440,000円(440千円)

(歳入内訳 単位:千円)

(歳出内訳 単位:千円)

款-項-目-節	科目名称	補正前の額	補正額	節	補正前の額	補正額
14-1-1-1	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	1,388	0	1 報酬	213	0
14-2-2-1	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	0	440	8 旅費	140	0
14-2-2-6	生活保護適正実施推進事業補助金	722	0	10 需用費	1,021	0
15-3-1-4	社会福祉統計調査交付金	1	0	11 役務費	573	0
15-3-2-2	見舞金支給委託金	322	0	12 委託料	2,507	880
				13 使用料及び賃借料	164	0
				18 負担金補助及び交付金	1,426	0
				19 扶助費	314	0
	一般財源	3,925	440			
	計	6,358	880	計	6,358	880

有効性

成果の視点からみたこれまでの成果内容、または成果が見込まれる点(前年度までの実績、補正前までの状況をもとに記載)

【※新規要求又は補正予算を行うことによる成果見込を記入すること】

システム改修を適切に実施することにより、中間サーバーへ必要なデータが途切れることなく連携され、他機関からの情報照会に対しても正確な情報を提供することができる。